平成２８年（フ）第９３８号
東京都昭島市玉川町２丁目６番５号ハイネス桜井203号
破産者　小野　直子
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９３９号
東京都昭島市玉川町１丁目７番２号公団アパート２号館424号
破産者　小野　辰巳
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３１５号
東京都武蔵野市境２丁目４番23―204号ネスト武蔵境
破産者　霜鳥　　盟
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４号
長野県千曲市大字稲荷山472番地１
破産者　有限会社久緒工機
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第４３号
長野県上田市中丸子1541番地１
破産者　伊藤　保廣
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第２７１号
静岡市駿河区手越原88番地の４
破産者　有限会社わしず観光サービス
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４７２号
大阪市住吉区帝塚山中１丁目10番３号
破産者　株式会社サンセール
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５９号
神戸市須磨区東落合３丁目27番23号
破産者　有限会社浜本商会
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６１号
神戸市中央区北長狭通３丁目12番16号ミワボシビル２Ｆ
破産者　有限会社プリムローズ
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１００７号
兵庫県西宮市段上町６丁目23番３―204号
破産者　株式会社ｅサービス
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９２号
和歌山市小雑賀614番地
破産者　株式会社センプレコンテ・デュエ
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９９号
和歌山県橋本市三石台１丁目３番地の１フォレストはしもと１階
破産者　有限会社大浦グループ
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１号
徳島県徳島市新浜町３丁目１番17―12―５号、住民票上の住所徳島県徳島市八万町下福万128番地の143
破産者　前川　展広
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３６号
徳島県徳島市万代町６丁目23番地の１
破産者　ビザンコム株式会社
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２４号
大分市大字駄原1445番地の43
破産者　株式会社魚蔵
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１９３号
沖縄県那覇市山下町31―19グレースハイムペリー５－Ｂ
破産者　株式会社アジア企画
1　決定年月日　平成29年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１１３１号
東京都港区赤坂９丁目１番７号
破産者　ハセ・リバー株式会社
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５８３号
横浜市泉区新橋町1445番地１
破産者　合同会社相沢興産
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３１２号
横浜市栄区田谷町2020番地
破産者　株式会社ビーワン
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８号
三重県志摩市阿児町甲賀2672番地
破産者　大西　正和
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
兵庫県加西市北条町横尾300番地の１
破産者　有限会社大信
1　決定年月日　平成29年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所社支部